

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 大野市 (都道府県: 福井県)

本事業の担当部局名 大野市教育委員会事務局こども支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	大野市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,900,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 少子高齢化、人口減少が続く本市において、婚姻率は全国や福井県と比較しても低い状況であり、平均初婚年齢は年々高くなっている。特に20代から30代の女性の人口が減少しており、出生数は減少の一途を辿っている。「大野市子ども・子育て支援事業計画」では、若者が結婚や子育てに夢や希望を持ち、安心して子育てできるよう安全かつ安心な妊娠・出産環境整備とともに出産前からの切れ目のない相談支援の充実を目標とし、人口減少対策を図っている。婚姻数は、平成22年は156組あったが、令和4年には80組、令和5年には74組と年々減少傾向が続いており、未婚化、晩婚化が進んでいるのが現状である。</p> <p>平成30年度に本市が実施した市民へのアンケート調査において、「ぜひ結婚したい」「できれば結婚したい」と回答した人は全体で75%あったが、一方で、「現在婚活をしていない」人の割合が85%と多くを占め、その理由として「結婚するのが面倒」や「結婚には資金が必要」との若者の意見があった。「若者が将来の結婚や子育てに希望が持てるような環境を整えることが課題である。そのため、主に低所得の若い世代の新婚夫婦に対し、結婚生活をスムーズにスタートしていただけるよう、新生活スタートアップにかかる経費の一部を支援することにより、少子化対策の強化を図る。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引き続き、結婚新生活支援事業を行う。また、県と協力し広報活動に注力するほか、県のふくい婚活サポートセンター「ふく恋」が運営するマッチングシステムの登録促進を図るため、若者が勤務する市内企業の協力を得てPR活動を行うなどの地道で継続した活動も行う。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「第2期大野市子ども・子育て支援事業計画」は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、子育て支援に対する様々な施策の推進に取り組んでいる。 この中で、結婚支援については、若者が将来の結婚や子育てに夢や希望を持ち、安心して子供を産み育てることができるよう、生まれる前からの切れ目のない支援の一つと位置づけている。</p>		

個別事業の内容

1. 概要

【補助対象要件】

・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	

【補助上限額】

29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	

【対象費目】

<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
--	---------------------------------	----------------------------------	--

【継続補助】

継続補助規定の有無 有

※(注)3

【その他独自要件】

- ①夫婦共に、市税の滞納がないこと
- ②夫婦共に該当住宅地に住民登録を有していること
- ③住居費は賃貸のみを対象とする。(住宅購入費、リフォーム代は補助対象外)

2. 申請見込

①新規世帯見込	13	世帯	②継続世帯見込	1	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	9	世帯		
	その他	4	世帯		

【世帯数積算根拠】

・申請見込については、令和5年度の当事業における申請見込世帯数を参考に積算

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	10 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	9 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	9 世帯 × 600,000 円 =	5,400,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	4 世帯 × 300,000 円 =	1,200,000 円	
	(継続補助)	300,000 円	
	合計	6,900,000 円	

3. 広報の実施予定

市独自の子育て支援パンフレット・支援情報誌や、助成制度ガイドブックに記載し、市民に配布。
市HPに掲載。
毎月、婚姻届提出世帯に事業案内チラシを送付。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	出生率		%	5.2(令和7年度)	4.7(令和4年度)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.51(令和3年度)	
	婚姻件数		件	80(令和4年度)	
	婚姻率			2.61(令和4年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	8	4(令和4年度)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	0(令和4年度)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	60	60(令和4年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県主催のマッチングシステムに関する出張相談会で運営の補助や制度の周知を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	子育て支援パンフレットの配布等により幅広く対象世帯に情報提供を行う。 結婚支援として、ふくい婚活サポートセンターのチラシを市内事業所に配布し、周知する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。